

# 常葉大学及び常葉大学短期大学部における研究活動及び研究費等の不正に係る 調査手続等取扱要綱

[平成28年2月15日制定]

(趣旨)

第1条 この要綱は、常葉大学及び常葉大学短期大学部における研究活動及び研究費等に関する取扱規程第11条第2項の規定に基づき、常葉大学（以下「大学」という。）及び常葉大学短期大学部（以下「短大」という。）における研究活動及び研究費等において、不正が疑われる場合の調査の手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「最高管理責任者」とは、大学及び短大の学長をいう。

2 この要綱において「配分機関等」とは、競争的資金等を配分する国の機関・独立行政法人及びその他関係法人並びに文部科学省等の関係省庁をいう。

(告発の受付窓口)

第3条 告発への迅速かつ適切な対応を行うため、法人本部総務部総務課に受付窓口を置くものとする。

(告発の受付体制)

第4条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、告発窓口に対して告発を行うことができる。

2 告発は、原則として、顕名により、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されていないなければならない。

3 告発窓口の責任者は、匿名による告発について、必要と認める場合には最高管理責任者と協議の上、これを受け付けることができる。

4 告発窓口の責任者は、告発を受けたときは、速やかに最高管理責任者に報告するものとする。最高管理責任者は、当該告発に関係する学部長等に、その内容を通知するものとする。

5 告発窓口の責任者は、告発が郵便による場合など、当該告発が受け付けられたかどうかについて告発者が知り得ない場合には、告発が匿名による場合を除き、告発者に受け付けた旨を通知するものとする。

6 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合（研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称、研究活動上の不正行為の態様、その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする合理的理由が示されている場合に限る。）は、最高管理責任者は、これを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。

(調査委員会の設置)

第5条 最高管理責任者は告発により、不正が疑われる情報を知りえたときは、告発の受付から30日以内に、次の各号に掲げる事項について確認し調査の要否を判断する。

- (1) 不正行為の可能性
- (2) 告発理由の合理性
- (3) その他必要と認める事項

2 前項各号の確認は、第5項に規定する者のうちから最高管理責任者が指名したものが行うものとする。

3 最高管理責任者は、調査が必要と判断された場合は、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関等に報告、協議するとともに、研究活動及び研究費等不正調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置しなければならない。

4 最高管理責任者は、告発に係る不正行為が認められないと判断された場合は、告発窓口

を通じてその旨を告発者に通知するものとする。

5 調査委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。ただし、告発をした者（以下「告発者」という。）、告発をされた者（以下「被告発者」という。）、告発者及び被告発者と利害関係のある者は除く。なお、委員の過半数は、外部有識者によって構成するものとする。

(1) 被告発者が所属するキャンパスの副学長

(2) その他最高管理責任者が指名する者（大学又は短大に所属しない者を含む。）

6 調査委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、前項第1号の者をもって充てる。

（調査委員会の委員構成に対する異議申立て）

第6条 最高管理責任者は、調査委員会を設置したときは、委員の氏名及び所属を告発者及び被告発者に通知する。

2 告発者及び被告発者は、前項に規定する通知を受けた日から10日以内に限り、調査委員会の委員構成について、最高管理責任者に対し異議申立てを行うことができる。

3 最高管理責任者は、異議申立てがあった場合には、当該異議申立てを審査し、当該異議申立てが妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

（秘密保持）

第7条 調査の実施に当たっては、告発者の秘密を守るため、告発者が特定されないよう、適切な措置を講じなければならない。

2 調査委員会の構成員をはじめ告発を知る立場にある者は、告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏洩しないよう秘密保持を徹底しなければならない。

（告発者及び被告発者の保護）

第8条 最高管理責任者は、悪意（被告発者を陥れるため、あるいは被告発者が行う研究を妨害するためなど、専ら被告発者に何らかの損害を与えること及び被告発者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思。以下同じ。）に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に、告発者に対し不利益な取扱いをしてはならない。

2 最高管理責任者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を部分的又は全面的に禁止する等の不利益な取扱いをしてはならない。

（調査）

第9条 調査委員会は、不正の有無及び不正の内容、関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等について調査を行わなければならない。

2 調査委員会は、設置した日から30日以内に調査を開始するものとする。

3 調査は、関係資料の提出その他調査に必要な協力を求めることにより実施する。

4 調査の実施に当たっては、被告発者に弁明の機会を与えなければならない。

5 被告発者が所属するキャンパスの副学長は、必要に応じて被告発者等の調査対象となっている者に対し、対象となる公的研究費等の使用停止を命じることができる。

6 最高管理責任者は、配分機関等から請求があった場合、正当な理由がある場合を除き、調査が終了しない段階であっても、調査の関係資料及び中間報告等を調査委員会から報告させ、当該配分機関等に提出する。

7 上記に掲げるもののほか、調査委員会における調査の方法等については、調査委員会が定める。

（調査への協力）

第10条 調査対象となっている事案に関わる者は、積極的に調査に協力し、調査の証拠となる資料等を保全しなければならない。

2 調査対象となっている事案に関わる者は、調査委員会に虚偽の申告をしてはならない。

(認定の方法)

第11条 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠によって、不正行為を認定することはできない。

3 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査結果の認定)

第12条 委員長は、調査の開始から150日以内に調査結果をまとめ、速やかに最高管理責任者に報告(様式第1)しなければならない。

2 委員長は、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合は、速やかに認定し、最高管理責任者に報告しなければならない。

3 不正行為がなかったと認定された場合で、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、併せてその認定を行う。なお、この認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

(調査結果等の配分機関等への報告)

第13条 最高管理責任者は、前条の調査結果を受け、調査結果(不正があったと認定された場合には不正発生要因、不正に関与した者が関わる他の公的研究費等の状況、再発防止計画等を含む。)を配分機関等に報告(様式第2)しなければならない。

2 最高管理責任者は、前条第2項の報告があった場合は、告発の受付から210日以内に配分機関等に報告しなければならない。

3 最高管理責任者は、配分機関等の求めがあった場合は、調査の終了前であっても、調査の進捗状況報告又は調査の中間報告を配分機関等に提出しなければならない。

(調査結果等の理事長への報告)

第14条 最高管理責任者は、学校法人常葉大学理事長に対して調査結果を報告しなければならない。

(調査結果の通知)

第15条 最高管理責任者は、告発者及び被告発者(当該被告発者が大学又は短大以外の機関に所属する者であった場合はその所属機関への通知を含む。)に調査結果を通知しなければならない。

(悪意による告発への対応)

第16条 調査委員会が、調査の過程において当該告発が悪意に基づくものであったと判断した場合は、直ちに調査を中止し、当該告発を悪意に基づくものと認定のうえ、最高管理責任者に報告(様式第1)しなければならない。

2 最高管理責任者は、前項の報告を受けた場合、告発者(当該告発者が大学又は短大以外の機関に所属する者であった場合はその所属機関への通知を含む。)及び被告発者に通知する。

3 第12条の調査結果によって、当該告発が悪意(研究者等又は大学若しくは短大に不利益を与えることを目的とする意志をいう。)によるものと認められたときは、告発者に対し、懲戒処分又は刑事告発等を含む必要な措置を講ずることができる。

(不服申立て)

第17条 第12条及び前条の規定により不正行為を行ったと認定された者又は悪意に基づく告

発を行ったと認定された者は、その調査結果が通知された日（被告発者の所在が不明な場合など当該通知を直接被告発者に渡すことができない場合は、内容証明付きの郵便を发出した日の翌々日）から14日以内に最高管理責任者に不服申立て（様式第3）をすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 不服申立ての審査は調査委員会が行う。ただし、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等、その公正性に関わるものである場合又は新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合は、最高管理責任者の判断により、調査委員会の構成を替えて審査させることができる。新たな調査委員は、第5条第5項に準じて指名するとともに、第6条各項に準じた手続を行う。
- 3 不正行為があったと認定された者から不服申立てがあった場合、調査委員会は、不服申立ての趣旨及び理由等を勘案し、当該事案の再調査について速やかに決定しなければならない。なお、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合において、当該不服申立てが、当該事案の引き延ばし又は認定に伴う各措置の先送りを主な目的とする判断したときは、調査委員会は以後の不服申立てを受理しないことができる。
- 4 調査委員会が再調査を行う場合は、被告発者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出を要請する等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求める。ただし、被告発者の協力が得られない場合は、最高管理責任者は再調査を中止すると同時に、審査を打ち切ることができるものとする。
- 5 調査委員会が再調査を開始した場合には、50日以内に先の調査結果を覆すか否かを決定しなければならない。また、悪意に基づく告発を行ったと認定された被告発者より不服申立てがあった場合は、30日以内に再調査を行わなければならない。
- 6 最高管理責任者は、被告発者から不正行為の認定に係る不服申立てがあった場合、告発者に通知するとともに、配分機関等に報告しなければならない。また、不服申立ての却下及び第4項の決定をしたときも同様とする。
- 7 調査委員会が第3項の規定に基づく再調査を開始した場合は、速やかにその結果を最高管理責任者に報告し、最高管理責任者は当該結果を告発者及び被告発者に通知するとともに、配分機関等に報告しなければならない。
- 8 最高管理責任者は、悪意に基づく告発を行ったと認定された被告発者から不服申立てがあった場合、被告発者に通知するとともに、配分機関等に報告しなければならない。  
(調査結果等の公表)

第18条 最高管理責任者は、研究活動における不正行為のうち、特定不正行為が行われたとの認定があった場合は特段の事情がない限り、速やかに次の事項を公表しなければならない。

- (1) 特定不正行為に関与した者の氏名・所属
- (2) 特定不正行為の内容
- (3) 本学が公表までに至った措置の内容
- (4) その他、最高管理責任者が必要と認めた事項

2 最高管理責任者は、調査委員会が調査事案について不正行為がなかったと認定した場合、原則として調査結果を公表しない。ただし、公表までに調査事案が外部に漏洩していた場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査結果を公表する。なお、調査結果を公表する場合、その内容には、不正行為がなかったこと、必要に応じて被告発者の氏名・所属等を含む。また、悪意に基づく告発と認定された場合は、必要に応じて告発者の氏名・所属を併せて公表する。

(事務)

第19条 調査委員会に関する事務は、学長室が所管する。

(雑則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第21条 この要綱の改廃は、大学部長会及び短大科長会の議を経て行うものとする。

附 則

この要項は、平成28年2月15日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年3月12日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年5月15日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年5月25日から施行する。

附 則

この改正は、令和02年9月30日から施行する。

附 則

この改正は、令和 3年6月21日から施行する。

附 則

この改正は、令和 4年6月20日から施行する。